

商工フェスタ開催！

令和7年11月2日(日)10:00~16:00 あわらし市中央公民館前広場

※あわらし市文化祭(2日目)と同時開催(文化祭:11/1~2)

商工逸品コーナー

おいし〜い食べ物や
楽しい商品が
盛りだくさん！！

こどもワンパク広場

- ・電動自動車
- ・こども縁日



ステージイベント

- ・金津中学校吹奏楽部演奏
- ・こどもチアダンスショー

10,000円分の
ポイントが
当たる！

ゆ〜i夢カードラッキー抽選会

ゆ〜i夢カードアプリ・カードで300ポイントにつき1回、1人3回まで抽選ができます。引き換えに、最低400円分・最高10,000円分のポイントが当たる抽選会を行います！

お楽しみ大抽選会

商工フェスタでお買い物していただいた方の中から抽選で豪華景品をプレゼント！

特賞 ロボット掃除機 ルンバ

1等 富士フィルム チェキ

2等 任天堂スイッチ ゲームソフト

(ポケモンレジェンズZ A、ドンキーコングリターンズHD)



この他にも豪華景品、参加賞を準備してお待ちしております。

※会場内で200円お買い上げ毎に補助券1枚を進呈し、補助券5枚で1回の抽選ができます。

豚汁ふるまい

先着200名様限定で、具たくさん豚汁をふるまいます。



主催：あわらし市商工会 後援：あわらし市、あわらし市教育委員会

「もったいない」を「ありがとう」へ ご家庭で眠っている食品はありませんか？
商工フェスタ会場にて受け付けますので、ぜひご協力ください！ フードドライブ 商工会女性部

毎日抽選! アプリ会員限定 -1日1回スマホで割ろう! - Check

デイリースクラッチ開催

1回目 2025.11月1日～20日
2回目 2026.2月1日～20日

各回 9:00 START!!

ゆーい夢カード

【事務局 ☎73-0248】

各イベントの詳しい内容は、加盟店または事務局までお問合せください。

お得なアプリ 会員募集中!

サポート店で新規加入の方にティッシュ5ヶ進呈

アプリ登録のお手伝いをサポート店で受付けてます♪

加盟店募集中

必ずチェック!
使用者も 労働者も

福井県の最低賃金

福 井 県 最 低 賃 金		
時間額 ()は改定前	効力発生日	福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。 ただし、下表の福井県内産業の基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。
1,053	令和7年 10月8日	
	円(984円)	

福 井 県 内 の 特 定 最 低 賃 金			
特定最低賃金件名	時間額 ()は特定最低賃金額	効力 発生日	特定最低賃金の適用除外業務 ※下記に掲げる業務に主として従事する者は「福井県最低賃金」が適用されます
紡績業、化学繊維、 織物、染色整理業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (830円)が適用されます。		●手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸縫ぎ、かせ取り、経過し、管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもどし、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業務 ●洗い、湯沸し又は下回りの業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外(下記◆のとおり)
繊維機械、金属加工 機械製造業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (933円)が適用されます。		●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務 ●洗い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外(下記◆のとおり)
電気機械器具製造 業(略称)	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (857円)が適用されます。		●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め又は箱詰め業務 ●洗い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外(下記◆のとおり)
百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (840円)が適用されます。		●各特定最低賃金共通の適用除外(下記◆のとおり)
◆各特定最低賃金共通の適用除外 「福井県最低賃金」が適用されます			
ア 18歳未満又は65歳以上の者 イ 雇入れ後6月未満で技能習得中のもの (技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性があり、担当者又は責任者が定められているなど、一定の要件を具備している者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。) ウ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)			

- [注] 1. 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外労働・休日労働に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
2. 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
3. 精神や身体障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

お問合せ先

福 井 労 働 局 労 働 基 準 部 賃 金 室 TEL 0776(22)2691

福井労働基準監督署 TEL0776(54)6167	敦賀労働基準監督署 TEL0770(22)0745	武生労働基準監督署 TEL0778(23)1440	大野労働基準監督署 TEL0779(66)3838
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

お問合せ・申込みは、あわら市商工会までお電話下さい。あわら市市姫一丁目9-21 TEL 73-0248